

② 学級経営ならびに道徳教育の充実

- (1) 各学級担任は、エンカウターの技法などにより、より効果的に学級児童生徒の豊かな人間関係の構築に努める。
- (2) 各学級担任は、学級のすべての児童生徒が主体的に取り組み、活躍できる場面や活動を数多く設定して、その中で児童生徒が互いを認め合ったり、心のつながりを感じたりできるように、組織的・計画的な働きかけを行う。
- (3) 各学級担任は、日常から学級一人一人の児童生徒に自己有用感を与えることができるように、年間を通した学級経営方針を確立する。
道徳科の学習においては、広義にいじめ未然防止につながる内容項目について整理して、その指導時期を見直ししながら、9年間で効果的に指導できるように検討する。

③ 体験活動の充実

- (1) 本校が従来から維持している体験主義教育をさらに充実させ、多様な宿泊学習・校外学習・学校行事などの取り組みの過程が、児童生徒一人一人への「居場所づくり」「絆づくり」(国立教育政策研究所用語)に資する活動となるように、さらに見直しを図る。
- (2) 9年制小中一貫校として本校が提供する様々な縦割り活動において、異年齢集団との関わりからスパイラルに繰り返すビギナー体験・リーダー体験の中で、互いを認め合い、自己と他者の喜びや痛みを理解しながら、望ましい人間関係のあり方を学ばせる方策をさらに追究する。
- (3) 学校行事や、当番活動(初等部)・学友会活動(中高等部)において、児童生徒が自発的・主体的に活動する過程をさらに重視し、集団の一員として自己の役割と責任を果たすことの大切さを学ばせる方策をさらに追究する。

④ 児童生徒・保護者への啓発活動

- (1) 児童生徒に対して、子どもの発達段階に応じて、いじめをしない・許さない心を育てるための講話を、朝会(初等部)・学年集会(中高等部)などの機会に年間を通して適宜行う。
- (2) 保護者に対して、保護者会、人権に関する懇談会などで「いじめ防止対策推進法」の趣旨と内容を周知するとともに、いじめの未然防止やいじめへの対策は保護者の理解が不可欠であることの協力を求める。また、保護者対象教養講座において、年1回はいじめに関わる内容を設定して、保護者の理解を深める。
- (3) SNSや通信機器等を子どもたちが使用する際の危険性について、保護者へ周知、啓発する機会を設定するとともに、情報モラル教育を各教科で取り入れ、学級活動の時間にもその使い方やマナー、情報リテラシーなどに関する学習を取り入れ、SNSを通じて行ないじめの未然防止に努める。

⑧ 学校の取り組みへの評価活動

- (1) いじめの未然防止に関わる内容について、保護者対象学校評価アンケートにその項目を盛り込んで、保護者からの評価をさらなる対策に生かす。(平成27年度より)
- (2) 学級経営や学校経営、教科指導において、教職員対象自己評価・学校評価に、いじめ未然防止につながる取り組みについての項目を盛り込んで、さらなる対策に生かす。